

# 高梁市会計年度任用職員（土木技術業務従事職員）募集要項

令和8年2月9日

高梁市会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

## 1. 募集受付期間

令和8年2月9日（月）から令和8年2月20日（金）まで

## 2. 募集職種等

（1）募集職種 土木技術業務従事職員

（2）職務内容 総務部監理課、産業経済部農林課、土木部建設課、上下水道課及び西部土木事務所のいずれかの所属に勤務し、土木関係事業（道路、河川、治山、上下水道等）に係る設計、積算、工事監督等の専門の技術業務に従事

（3）募集人数 2人

（4）就業時間 週5日（月曜日～金曜日）勤務

午前8時30分～午後5時00分（内休憩時間60分）

（5）報酬 月額 274,100円（50歳以上の方の場合）※昇給なし

※今後の給与改定の状況により、報酬額が増減することがあります。

※50歳未満の方については、前歴換算により報酬額が決定します。

（6）勤務場所 高梁市役所本庁舎（高梁市松原通2043番地）又は土木部西部土木事務所（高梁市備中町布賀29番地）

## 3. 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日までの1年間

※任用期間満了後、同一の職務内容の職が翌年度も設置される場合、勤務実績等に基づく客観的な能力の実証を経て、再度の任用を行うことがあります。

## 4. 応募要件・資格等

○年齢、性別は問いません。

○資格要件は次の①又は②の要件のいずれかを満たす者とする。

①行政機関、民間企業等における、土木工事の設計、施工管理又は構造物の維持管理に係る職務経験が直近10年のうち、2年以上有する者

②1級又は2級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者

○以下に該当する人は応募することができません。

①日本国籍を有しない人

②地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・高梁市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5. 応募方法

(1) 応募書類

- ・高梁市会計年度任用職員採用申込書  
※必要事項を記入のうえ、写真（タテ4cm×ヨコ3cm、正面向き、上半身、脱帽、最近3か月以内のもの）を貼付してください。
- ・土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格証の写し

(2) 提出先

- ・高梁市総務部総務課（高梁市役所本庁舎3階）へ持参又は郵送にてご提出ください。
- ・申込みは、令和8年2月20日（金）まで（郵送の場合必着）となります。
- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

6. 選考方法 ①書類選考

②作文及び面接試験（日程については、応募者へ後日連絡します。）

7. 各種手当・休暇等

- 手 当：条件を満たす場合、通勤手当、期末手当、勤勉手当が支給されます。
- 休暇制度：年次有給休暇（10日）が付与されます。その他、特別休暇があります。
- 休 日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- 社会保険等：共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険、公務上の災害又は通勤による災害の保証制度

8. その他

- 地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象となります。
- 任用はすべて条件付きのものとし、任用後1か月間（1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。
- 詳しい内容については、以下へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

高梁市総務部総務課職員係

 0866-21-0205